

松江市建築物省エネ法関係認定実施要綱

松江市告示第 130 号

平成 28 年 3 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定の事務に関し、法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、法の定めにあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 誘導基準 法第 35 条第 1 項各号に掲げる基準をいう。
- (2) 省エネ基準 法第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる基準をいう。
- (3) 登録省エネ判定機関 法第 15 条第 1 項に規定される登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- (4) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律 81 号。以下「住宅品確法」という。）第 5 条第 1 項に規定する機関をいう。
- (5) 住宅性能評価 住宅品確法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価をいう。
- (6) 住宅型式性能認定 住宅品確法第 31 条第 1 項に規定する住宅型式性能認定をいう。
- (7) 住宅型式性能認定書 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号）第 41 条第 1 項に規定する住宅型式性能認定書をいう。

(事前審査)

第 3 条 法第 34 条第 1 項（第 35 条第 2 項において準用する場合を含む。）による建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「計画」という。）の認定（以下「計画認定」という。）又は法第 41 条第 1 項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定（以下「基準適合認定」という。）の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、認定を受けようとする計画又は建築物が、それぞれ誘導基準又は省エネ基準に適合していることについて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める機関の技術的審査を受けることができる。

- (1) 住宅の用途に供する部分（以下「住宅部分」という。）の認定を受ける場合 登録住宅性能評価機関
- (2) 住宅部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）の認定を受ける場合 登録省エネ判定機関
- (3) 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の部分の認定を受ける場合 登録住宅性能評価機関及び登録省エネ判定機関の登録を受けている審査機関

(市長が必要と認める図書等)

第4条 規則第23条第1項又は規則第30条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 計画認定を受けようとする場合

ア 第3条の規定により登録住宅性能評価機関又は登録省エネ判定機関の技術的審査を受けた場合は、それぞれの機関が交付する誘導基準に適合することを証する書類の写し

イ 住宅性能評価を受けた場合は、住宅品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合している場合に限る。）の写し

ウ 住宅型式性能認定を受けた場合は、住宅型式性能認定書の写し

(2) 基準適合認定を受けようとする場合

ア 第3条の規定により登録住宅性能評価機関又は登録省エネ判定機関の技術的審査を受けた場合は、それぞれの機関が交付する省エネ基準に適合することを証する書類の写し

イ 法第12条第3項に規定する適合判定を受けた場合は、同条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証(以下「検査済証」という。)の写し

ウ 法第34条に基づく計画認定を受けた場合は、規則第25条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し

エ 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項に基づく認定を受けた場合は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し

オ 住宅性能評価を受けた場合は、住宅品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合している場合(法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能標準基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5に適合していること。)に限る。)の写し

カ 住宅型式性能認定を受けた場合は、住宅型式性能認定書の写し

キ 型式住宅部分等製造者認証を受けた場合は、型式住宅部分等製造者認証書の写し
(市長が不要と認める図書)

第5条 規則第23条第3項又は規則第30条第3項の規定により市長が不要と認める図書は、住宅型式性能認定を受けた住宅で、住宅型式性能認定書の写しを添えたもののうち、当該住宅型式性能認定書に、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものとする。

(計画の通知)

第6条 法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事への通知は、計画通知書(様式第1号)に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書の正本及び副本を添えて行うものとする。

2 建築主事は、前項の通知に係る計画が法第 35 条第 4 項（法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により準用する建築基準法第 18 条第 3 により建築基準関係規定に適合することを認めたときは、前項の確認の申請書の副本を添えて、確認済証を市長に交付するものとする。

（申請の取下げ）

第 7 条 計画認定を受けようとする申請者が、市長の認定を受ける前に、当該申請を取り下げるときは、取下げ届（様式第 2 号）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

（取りやめる旨の申出）

第 8 条 計画認定を受けた者が、当該認定を受けた計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等（以下「省エネ建築物の新築等」という。）を取りやめようとするときは、取りやめる旨の申出書（様式第 3 号）の正本及び副本に、認定通知書及び認定申請書の副本並びにその添付図書を添えて市長に提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第 9 条 市長は、認定の申請に係る計画又は建築物が認定基準に適合しないことを認めたときは、認定しない旨の通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

（工事完了等の報告）

第 10 条 計画認定を受けた者は、認定計画に基づく省エネ建築物の新築等の工事を完了したときは、工事を完了した旨の報告書（様式第 5 号）により認定計画に従って工事が行われた旨を市長に報告しなければならない。

2 法第 37 条又は法第 43 条の規定により市長から認定計画に基づく省エネ建築物の新築等又は基準適合認定建築物の状況について報告を求められた建築主は、状況報告書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

（改善命令）

第 11 条 市長は、法第 38 条の規定により改善の命令をするときは、改善命令書（様式第 7 号）により行うものとする。

（認定の取消し）

第 12 条 市長は、第 8 条の規定による申出があったときは、当該認定を取り消し、その旨を建築主に認定取消通知書（様式第 8 号）により通知するものとする。

2 市長は、法第 39 条又は法第 42 条の規定により認定を取り消すときは、認定取消通知書（様式第 9 号）により行うものとする。

（適合証の他に市長が定める図書）

第 13 条 松江市手数料徴収条例（平成 17 年松江市条例第 69 号）第 2 条第 1 項第 65 号の 3 における市長が定めるその他の図書は、第 4 条（1）ア、イ、及び（2）ア、イ、ウ、エ、オに掲げる図書とする。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、計画又は建築物の認定等の事務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）（A4）

計画通知書

第 号
年 月 日

（あて先）松江市長

松江市長 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出がありましたので、同法同条第3項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、当該計画を通知します。

記

- 1 認定申請受付番号
- 2 認定申請受付年月日
- 3 認定申請者の住所及び氏名
- 4 通知に係る建築物の位置

受付欄	決裁欄	通知番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

様式第 2 号（第 7 条関係）（A4）

取下げ届

年 月 日

（あて先）松江市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

下記の計画の認定の申請を取り下げたいので、松江市建築物省エネ法関係認定実施要綱第 7 条の規定により届け出ます。

記

- 1 申請年月日
- 2 確認の特例
法第 35 条第 2 項の規定による申出の有無 有 無
- 3 申請に係る建築物の位置

※受付欄	※処理欄	※備考

（注意）

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。

様式第 3 号（第 8 条関係）（A4）

取りやめる旨の申出書

年 月 日

（あて先）松江市長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく省エネ建築物の新築等を取りやめたいので、松江市建築物省エネ法関係認定実施要綱第 8 条の規定により申し出ます。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 確認の特例
法第 35 条第 2 項の規定による申出の有無 有 無
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定建築主の氏名

※受付欄	※処理欄	※備考

（注意）

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。

様式第 4 号（第 9 条関係）（A 4）

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

松江市長 印

下記の計画又は建築物の認定の申請については、松江市建築物省エネ法関係認定事務実施要綱第 9 条の規定による認定をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、松江市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、松江市（訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 理由

様式第 5 号（第 10 条関係）（A4）

工事を完了した旨の報告書

年 月 日

（あて先）松江市長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく省エネ建築物の新築等の工事が完了した
ので、松江市建築物省エネ法関係認定実施要綱第 10 条の規定により報告します。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 確認の特例
法第 35 条第 2 項の規定による申出の有無 有 無
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定建築主の氏名
- 6 計画に従って建築物の新築等の工事が行われたことを確認した建築士
（ 級）建築士（ ）登録第 号
住所
氏名
（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号
名称
所在地
- 7 工事中の軽微な変更の内容

※受付欄	※処理欄	※備考

（注意）

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 7 欄は別紙に記載して添付することができます。
- 3 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に規定する確認申請が必要な場合は、
検査済証の写しを添付してください。
- 4 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 20 条第 3 項に規定する工事監理報告書の写し等の認
定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨を確認した書類を添付してください。
- 5 ※印のある欄は記入しないでください。

様式第 6 号（第 10 条関係）（A4）

状況報告書

年 月 日

（あて先）松江市長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく省エネ建築物の新築等又は基準適合認定建築物の状況について松江市建築物省エネ法関係認定実施要綱第 10 条の規定により報告します。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 省エネ建築物の新築等又は基準適合認定建築物の状況

※受付欄	※処理欄	※備考

（注意）

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。

改善命令書

第 号
年 月 日

認定建築主 様

松江市長 印

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく省エネ建築物の新築等について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第38条の規定により改善に必要な措置をとることを命じます。

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、松江市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、松江市（訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 措置の内容
- 6 改善の期限

様式第 8 号（第 12 条関係）（A4）

認定取消通知書

第 号
年 月 日

認定建築主 様

松江市長 印

松江市建築物省エネ法関係認定実施要綱第 8 条の規定により申し出のあった下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画又は基準適合認定建築物については、当該認定を取り消しましたので、通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 認定建築主の住所
- 6(※) 確認番号
確認年月日
建築主事の氏名

(※)は法第 35 条第 4 項において準用する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条第 3 項の規定により市長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

認定取消通知書

第 号
年 月 日

認定建築主 様

松江市長 印

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画又は基準適合認定建築物については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 39 条又は同法第 42 条の規定により、当該認定を取り消しましたので、通知します。（これにより、認定は認定当初から無効となります。）

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、松江市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、松江市（訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 認定建築主の住所
- 6(※) 確認番号
確認年月日
建築主事の氏名
- 7 理由

(※)は法第 35 条第 4 項において準用する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条第 3 項の規定により市長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。